

令和6年度第11回杵築市農業委員会総会議事録

令和7年2月7日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

4番 伊 東 孝 吉 6番 江 藤 由之助 8番 永 野 恵 11番 小 春 修

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫
東	川 野 勝 彦	東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一
八坂	宮 原 宣太郎	北杵築	渡 邊 幸 雄	護江	村 井 新 平
豊洋	川 崎 孝 子	豊洋	長 友 富 男	東山香	松 田 司
中	小 野 弘 文	上	阿 部 正 俊	山浦	岡 山 秀 徳
田原	野 田 由 紀	朝田	田 邊 正 義		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	梶 原 由 紀 子	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 48 号	農地法第3条の申請について
議案第 49 号	農地法第5条の申請について
議案第 50 号	非農地証明願いについて

議案第 51 号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第 52 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
議案第 53 号	令和7年度農作業標準料金の設定について
報告第 7 号	農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和6年度第11回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時38分：開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員、 委員の両委員を指名いたします。
議長	続きまして、会議書記の指名ですが、書記については事務局職員より 次長並びに 主査を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、「議案第48号」から「議案第53号」までの6議案40件と議事その他及び報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第48号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。議案書1ページをお開きください。 「議案第48号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 番号1番、申請人、譲渡人、 区、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 。地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
 委員	1月28日、 農業委員、事務局職員と現地確認を行いました。申請地は、 隣の を 方向に左折しますと、 にぶつかりますが、 の手前を右折し、 沿いを に向かって進んだ右側にあります。譲渡人の さんは申請地を手放すことになりました。申請地の隣地に譲受人の さんが住んでいることもあり、この土地を取得してナスやネギなどの野菜を栽培するということで申請がありました。慎重なご審議をお願いします。
議長	1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 委員が説明した通りです。慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の周辺を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人と譲渡人は親戚関係で申請地は譲受人の母方の実家に隣接しています。譲受人は以前か

	ら申請地の隣地で野菜を作っていることから、今回の農地取得に関して耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後はトマト・ナス・ネギなどの野菜の栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号1番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、[]、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、[]、現況、[]、地積[]㎡、他[]筆、合計[]筆の[]㎡。譲受人の経営面積はありません。理由は、市外在住のため、空き家取得と農業開始です。 以上です。
議長	2番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	1月17日、[]委員、事務局職員2名、[]さんの奥さん、私を含めて5名で現地確認を行いました。申請地は、[]線の[]店の信号から左折し、[]方面に向かい、[]の信号を50m行ったところに[]になっています。右折していただいて、約100m行ったところにあります。[]が[]になります。道路挟んだ反対側です。空き家[]すぐ隣にありますが、空き家もあわせて取得ということになっています。[]さんはご主人が[]をされていて、現住所が[]になっていますが、[]の古民家を改造されて、奥様が農家民泊をやっています。そうした中で農地が狭いので新たに増やしたいと探していたのですが、今回友人の紹介でこの空き家を含めた農地を取得し農家民泊をやりたいということで話がまとまったようです。譲渡人の[]さんは県外在住で、譲受人の[]さんの奥さんは[]として杵築市で勤務された実績もあります。そうした中で環境が気に入られて移住ということがあります。生産意欲、農地の管理も間違いないということで、よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地近隣の空き家と併せて申請地を購入したい譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は[]として赴任された奥様とご結婚され、令和3年に[]に移住しています。奥様が[]する仕事を行っており、職場として使用する事務所及び野菜作りが行える土地を[]の周辺で探していたところ、知り合いの紹介で空き家と併せて売買の話がまとまったとのことです。今回の農地取得にあたり耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後はジャガイモ・サツマイモ・トマト・ピーマンなどの野菜の栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可

	の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第 48 号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 48 号」について、農地法第 3 条第 1 項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 48 号」については、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第 49 号」「農地法第 5 条の申請について」を議題といたします。1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	おはようございます。事務局の[]です。よろしくお願いします。議案書 2 ページをお開きください。 「議案第 49 号」「農地法第 5 条の申請について」農地法第 5 条第 1 項により下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 一般転用（所有権の移転）になります。 番号 1 番、申請人、土地所有者、[]、[]、[]、[]歳、転用者、[]区、[] []、法人、設立 []年。申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、[]、地積 []m²、合計 []筆の []m²。申請内容、駐車場用地として。申請理由、[]事業を行っている法人の社宅として、隣接するアパートと併せて売却する話がまとまったため、不足しているアパートの駐車場として利用したい。こちらは第 2 種農地です。 以上です。
議長	1 番について、[]農地委員より説明願います。
[] 委員	12 月 19 日、事務局職員 2 名、[]農業委員と現地確認をしたところです。先月の総会で説明をしたところです。申請地は、[]線を []の左側の道を []地区に入ったところを 150m くらい行った右側になります。左側がアパート、[]さんから []さんに所有権移転ということで、駐車場になるそうです。利用状況調査で回るときはいつもボウボウでかなり荒れていました。駐車場になって管理されるといいところになるのではと思います。今後 []の会社で所有して管理されるということで、問題ないと思います。慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	1 番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[] 委員	只今、[]委員から説明があった通りです。前回第 10 回の総会で計画変更を承認いただき、今回所有権を移転することになっておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。

事務局	土地所有者である■■■■■さんは、平成 20 年 3 月 28 日付けで農地法第 5 条により賃貸共同住宅用地として転用許可を受けた後、平成 20 年 4 月 8 日に売買により申請地を取得しています。 申請地にアパートを建設する予定でしたが、資金繰りが悪化し、計画遂行が困難になったため、事業は実施されずに現在は竹や雑草木が生い茂っている状況です。 転用者の■■■■■さんは、杵築市内で主に■■■■■事業を行っている企業です。今回、法人の社宅として隣接するアパートと併せて、申請地を売買する話がまとまったため、駐車場用地として利用する計画です。 本件については、令和 7 年 1 月第 11 回総会の議案第 43 号、番号 1 号の農地転用事業計画変更申請にて承認済みの案件であり、大分県知事より令和 7 年 1 月 15 日付で事業継承についての変更承認を受けております。今回は改めて変更された転用計画の内容を審議するものです。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第 2 種農地」と判断されます。「第 2 種農地」は農地以外の土地や第 3 種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、社宅とするアパートに隣接しており利便性が高いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。 また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は田、東側は田、南側は田、西側は公衆用道路にそれぞれ接しており、隣接する田については休耕中のため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地■■■筆■■■㎡に、隣接するアパートの駐車場■■■台分として造成し、利用する計画です。 工事期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日までの約■■ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、西側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第 49 号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 49 号」については、農地法第 5 条第 1 項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 49 号」については、これを許可することに決します。
議長	次に「議案第 50 号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。
議長	1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 3 ページをお開きください。 「議案第 50 号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号 1 番、申請者、 、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、他 筆、合計 筆の ㎡。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成 5 年頃までは父がみかんを作っていたが、市外在住で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	1 番について、 農地委員より説明願います。
 委員	1 月 22 日、事務局職員 2 名、 農業委員、私、申請者の代理人と 5 人で現地を確認しました。申請地は、 から 1.5km くらい入ったところに の脇道があります。そこから 300m 入ったところにあります。 の方に抜ける道です。 沿いにあります。雑草が生えております。ご審議よろしくお願いします。
議長	1 番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 委員が説明した通りです。よろしくご審議お願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を 1 月 22 日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、平成 11 年に父からの相続により申請地を取得しています。平成 5 年頃までは前所有者である父がみかんを作っていましたが、市外在住で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第 2 の 4 に該当します。またこの土地は、令和 7 年 1 月 20 日付けで農用地区域からの除外申請済みであり、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、山林として管理する知人に売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号 2 番、申請者、 区、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、他 筆、合計 筆の ㎡。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成元年頃まではお米を作っていたが、傾斜地で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。

議長	2 番について、農地委員より説明願います。
委員	1 月 21 日、農業委員、事務局職員 2 名、申請者のさんの娘夫婦と現地確認をしました。申請地は、から線を方面に約 20km 行ったところで交差点を右折し、方面に約 5km 進んだところにあります。に入っ後、現地に向か行きます。さんは施設に入っており、子供さんも嫁いでおり、家は空き家バンクに登録をしているところす。管理ができないということで、今回の申請となりました。との市境になりますが、周囲は民家から離れており、荒地地となっています。よろしくご審議願います。
議長	2 番について、農業委員よりご意見があれば願います。
委員	只今、委員が説明した通りです。よろしく願います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を 1 月 21 日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、令和 3 年に夫からの相続により申請地を取得しています。平成元年頃まではお米を作っていました、高齢になったこと、傾斜地で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第 2 の 4 に該当します。また、またこの土地は、令和 7 年 1 月 20 日付けで農用地区域からの除外申請済みであり、各関係機関・関係者とは協議済みです。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に山林として管理するとのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第 50 号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 50 号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 50 号」については、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第 51 号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 4 ページをお開きください。 「議案第 51 号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定によりこれを決定することについて意見を求める。 ア．利用権の設定（相対契約）

	番号 1 番、申請人、貸人、 区、 、借人、 区、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、他 筆、合計 筆の ㎡。設定期間は 年新規で、借人の経営面積はありません。 申請地についてはお父さんが所有する土地で、以前から息子さんが管理を行っていましたが、経営規模拡大を図るためにお父さんと息子さんが代表を務める法人との間で、使用貸借による 年間の相対契約での利用権設定を行うものです。耕作作物はみかんとなっております。 農地利用集積計画（案）の総数は、合計 筆の ㎡です。 相対契約は今回この 1 件となります。 以上です。
議長	今後この旧農業経営基盤強化促進法の取扱いはどうなりますか。説明をお願いします。
事務局	旧農業経営基盤強化促進法に則って、個人間での相対契約と、公社を通しての利用権の設定と、農地の賃借の契約方法は 2 種類ありますが、2 月 14 日までに出された相対契約は受付しますが、それ以降に農地の貸し借りをしたい場合は、法律の改正によりすべて公社を通して農地を貸し借りしてくださいという形に変更になります。実質、4 月以降は農用地利用集積計画（案）をかけることはなくなり、すべて公社通しで農用地利用集積等促進計画（案）に一本化されます。
事務局	補足ですが、もし個人間の貸し借りをする場合は 3 条許可の取扱いになりますのでご承知おきください。
議長	只今、説明された件はよろしいですか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	それでは、議事を進めていきます。
議長	只今、「議案第 51 号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 51 号」については、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 51 号」については、これを承認することに決めます。
議長	次に、「議案第 52 号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の 1 番から 26 番及び 31 番についてを議題といたします。番号 1 番から 26 番及び 31 番については、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思ひます。
	< 委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 5 ページをお開きください。 「議案第 52 号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」農地中間管理事業の

	推進に関する法律第 18 条第 3 項に係る農用地利用集積等促進計画(案) について意見を求める。 ア. 利用権の設定 (公社への貸付) 議案書 5 ページの番号 1 番から議案書 12 ページの番号 30 番までは、すべて利用権設定に伴う公社への貸付となりますが、今回は案件が非常に多いため、議案書 5 ページから 12 ページの説明を省略させていただきたいと思います。お手数をおかけしますが、お時間のある時に各自でお読み取りください。 議案書 13 ページをお開きください。 イ. 利用権の設定 (公社からの貸付) 番号 31 番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、借受人、■■■■区、■■■■。対象農地は、杵築市大字■■■■及び■■■■、■■筆、■■■■㎡です。土地の詳細についてですが、議案書 5 ページ番号 1 番から議案書 11 ページ番号 26 番の土地になります。 続きまして、議案書 14 ページをお開きください。 議案書 14 ページから 18 ページまでが番号 31 番の詳細になります。借受人の■■■■さんは地元の認定農業者です。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は■■年新規。耕作作物は水稻となっております。 詳細につきましては各自でお読み取りください。 以上です。
議長	只今、「議案第 52 号」の番号 1 番から 26 番及び 31 番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 52 号」の番号 1 番から 26 番及び 31 番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 52 号」の番号 1 番から 26 番及び 31 番については、「意見なし」として報告します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた■■■■委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< ■■■■委員 入室 >
議長	次に、「議案第 52 号」の 27 番から 30 番及び 33 番についてを議題といたします。番号 27 番から 30 番及び 33 番については、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」に抵触しますので、■■■■委員には退出していただきたいと思います。
	< ■■■■委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 13 ページをお開きください。 番号 33 番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利

	以上です。
議長	只今、「議案第 52 号」の 32 番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 52 号」の 32 番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 52 号」の 32 番については、「意見なし」として報告します。
議長	次に、「議案第 53 号」「令和 7 年度農作業標準料金の設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[]です。よろしくお願いします。 それでは、議案書 21 ページをご覧ください。 「議案第 53 号」「令和 7 年度農作業標準料金の設定について」下記のとおり、令和 7 年度農作業標準料金について設定を行いたいのので、意見を求める。 別紙 1 をご覧ください。表が作業料金、裏が乾燥の別表になっています。 去る 1 月 28 日に、令和 7 年度農作業標準料金検討会を開催しました。 検討会の構成員は会長、副会長、杵築・山香・大田地区の代表委員、農林水産課長、活性化センター所長、JA おおいた東部事業部、及び事務局です。 内容につきましては、別紙 1、「令和 7 年度農作業標準料金一覧表」をご覧ください。作業料金につきましては、税抜き価格です。 昨年度は、前年に 15 項目について作業料金の引き上げを行った関係から料金は据え置きにしましたが、今年度につきましては、昨今の物価上昇や原油価格の高騰、人件費の上昇を考慮して、作業料金については 200 円程度、人件費については 100 円の引き上げを行いました。 昨年度の検討会から、ドローンによる農薬散布の作業料金について意見をいただいていたのですが、実際にはいろいろなケースがあり、他市など基準となるものも少ないので、引き続き、検討課題とすることにしました。 また、会長から、物価や人件費が上昇したからと言って、安易に値上げするのではなく、しっかりとした根拠を持って料金改正に努めるようにと貴重なご意見をいただきました。 来年度以降はそういったことを踏まえて検討していきたいと思います。 なお、この作業料金はあくまでも標準ですので、耕作条件等により当事者間の契約の参考としていただくものになります。 施行日は、令和 7 年 4 月 1 日の予定です。 ちなみに、本日、承認をいただきましたら、その後、施行日に合わせて市のホームページでも公表いたします。 以上、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	只今、「議案第 53 号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑

	はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 53 号」について、これを設定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 53 号」は、これを設定することに決します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「議事その他」及び「報告事項 7 号」がありますので、まず「議事その他」について事務局より説明願います。
事務局	議案書 22 ページ、「議事その他」「農地転用許可等に係る権限移譲について」別紙のとおり、農地転用許可等に係る権限移譲の内容の変更について意見を求める。 議案書と一緒にお配りした資料の別紙 2 をご覧ください。 令和 6 年 4 月から、大分県から杵築市へ権限移譲されて受け入れた農地法に係る事務 15 項目について、令和 7 年度の農地法改正に伴い、事務の内容変更及び項目の追加、それに伴い条項番号のずれが生じるため、大分県から杵築市長あてに協議書が届きました。 次の総会で、改めて杵築市長から農業委員会へ再委任を受けることについてご意見をいただきますが、その前段階で、今回変更される内容を報告します。 黄色い網掛け部分が変更になります。 資料の 3 ページ目に「農地転用に係る手続きの厳格化（農地法）」と書かれた A4 横の表がありますので、こちらで変更した点を説明させていただきます。 まず、左の青枠です。従来は農地法第 4 条、第 5 条の農地転用許可手続について、「転用許可は条件を付けてすることができる」となっていましたが、令和 7 年度の改正後は「必要な条件を付けてしなければならない」と厳格化されました。 要するに、転用許可を出す際は、①申請した計画通りに実施すること、②進捗状況報告と完成報告をすること、③一時転用の場合は完了後に農地に戻すこと、等の条件を付けることを義務化した内容となります。 こちらに関しましては、大分県ではこれまで必ず許可条件を付して許可書を発行するよう運用しており、杵築市も同じように運用していますので、現在の事務処理から特に変更はありません。 次に右側の青枠です。 農地法第 51 条の違反転用に対する措置について、違反転用者が、是正指導や勧告、原状回復命令に従わなかった場合、氏名や土地の地番等を公表するという項目が追加になり、厳格化されました。 この項目の追加によって、農地法の条項にずれが生じるとともに、前ページの大分県からの権限移譲事務の項目もずれが生じるといった内容になります。 なお、今回の変更・追加に関して、委員さん方のご負担が増えることはありません。 事務局が行う権限移譲事務の内容の変更となります。 以上、報告いたします。
議長	只今、「議事その他」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。

各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結します。
議長	お諮りいたします。「議事その他」については、「意見なし」とすることについてご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議事その他」については、「意見なし」として報告します。
議長	次に「報告事項 7 号」について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 23 ページをお開きください。 「報告第 7 号」「農地法第 18 条第 6 項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」下記の土地について農地法第 18 条第 6 項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。 番号 1 番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]。申請の土地、大字 []字 []、地番 []、地目、[]、地積 []m²、合計 []筆の []m²です。理由は借人の都合で、相対契約から公社通しに利用権設定を結び直すためです。 番号 2 番、申請人、貸人、大分市、公益社団法人 大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、借人、[]区、[]。申請の土地、大字 []字 []、地番 []、地目、[]、地積 []m²、他 []筆、合計 []筆の []m²です。理由は借人の都合で、個人から法人名義に利用権設定を結び直すためです。 番号 3 番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]。申請の土地、大字 []字 []、地番 []、地目、[]、地積 []m²、他 []筆、合計 []筆の []m²です。理由は借人の都合で、耕作の見込みがなくなったためです。 以上です。
議長	以上をもちまして、令和 6 年第 11 回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10 時 22 分： 終了)